

地域医療研修及び健康情報対策専門委員会

- 日 時 平成30年1月25日（木） 午後4時10分～午後5時50分
- 場 所 テレビ会議 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
鳥取県中部医師会館 倉吉市旭田町
鳥取県西部医師会館 米子市久米町
- 出席者 15人
〈鳥取県健康会館〉
渡辺・岡田・松浦・長岡・中川各委員
オブザーバー：笠見 鳥取県福祉保健部医療政策課医療人材確保室室長
健対協事務局：谷口事務局長、岩垣係長、神戸主任
〈鳥取県中部医師会館〉
松田委員
〈鳥取県西部医師会館〉
魚谷健対協会長、廣岡・谷口・福本・野坂各委員

挨拶（要旨）

〈魚谷会長〉

皆様には、平素より医師会並びに健対協事業にご尽力頂きまして、改めて御礼申し上げます。

地域医療研修及び健康情報対策専門委員会においては、県内に残る医師確保が大きな課題である。全県をあげて医師会においても、医師の教育、人材育成の初期臨床研修制度を積極的に支援していきたい。

議 事

1. 地域医療の充実について、特に地域医療を担う医師の育成について

笠見鳥取県福祉保健部医療政策課医療人材確保室室長より、以下の現状説明があった。

①鳥取県では平成25年1月に「鳥取県地域医療支援センター」を設置し、鳥取県と鳥取大学に事務局を置き、連携しながら、地域医療を担う医師のキャリア形成支援や医師不足病院の支援等、医師確保対策に取り組んでいる。

②平成28年12月31日現在の鳥取県内の医師数は1,699人で、平成16年度以降横ばいであったが、平成24年以降は増加している。人口10万人当たり医師数は298.1人で全国第6位である。年代別においては30歳代の医師が減少していたが、平成28年度は持ち直しの傾向にある。また、60歳代が大きく増加している。県内の臨床研修マッチング状況は、平成16年度の医師臨床研修制度導入以降、県内に残る研修医数が減っている。

③「病院（44病院）における医師数に関する調査」を実施しており、平成29年1月調査によると不足医師数は226.9人で前年に比べ6.2人増であった。医師充足率は県全体で83.4%、圏域別の充足率は東部75.8%、中部73.0%、西部（鳥大病院除く）84.5%、鳥大病院95.4%で、現場での不足感は継続している状況である。

④鳥取大学（特別養成枠）卒業生は、自治医科大学卒業生と同様に、卒業後9年間（初期研修含む）は県職員として知事の指定する医師不足の自治体病院、診療所等に派遣することになる。

平成29年度指定勤務期間内医師の配置状況は、自治医科大学卒業医師で22名（内訳：派遣14名、研修等8名）、鳥取大学特別養成枠卒業医師で11名（全て研修中）である。

また、鳥取県へき地医療拠点病院医師派遣要綱に基づく代診医の派遣を行っている。

- ⑤平成18年度より鳥取県医師確保奨学金施策を行っており、平成18年～平成29年度までの12年間で鳥取大学医学部医学生245人と他大学医学生33人と合わせて278人に奨学金の貸付を行い、そのうち現学生が144人、卒後者が96人、返還免除者12人、途中での返還者26人である。

鳥取県医師確保奨学金貸与者の約80%は県内で初期臨床研修、後期研修を受けている。

- ⑦来年度から始まる各領域専攻医登録状況は、鳥取大学に応募されたのは45人であった。
- ⑧厚生労働省の医療従事者の需給に関する検討会資料より、以下の説明があった。

当面の医学部定員の基本方針においては、31年度までは暫定増を継続するとしているが、32年度以降の医師養成数は今回の医師需給推計の結果等を踏まえて検討される。

地域枠の入学者と、地域枠以外の地元出身者（大学と出身地が同じ都道府県の者）において、臨床研修修了後に出身大学と同じ都道府県に勤務する割合が高い。

また、出身地の大学に進学し、その後、同じ都道府県で臨床研修を行った場合、臨床研修終了後、出身地の都道府県で勤務する割合が最も高い（90%）。出身地以外の大学に進学した場合であっても、臨床研修を出身地と同じ都道府県で実施した場合、臨床研修終了後、出身地の都道府県で勤務する割合は高い（79%）。一方、出身地の大学に進学しても、臨床研修を別の都道府県で行うと、臨床研修終了後、出身地で勤務する割合は低い（36%）。

国においては、医師確保計画や臨床研修等について見直しが行われているので、県としては推移を見守っていくこととしている。

以上の状況から、県としては、初期研修のマッチングが今回下がったこと、臨床研修が行われた場所で定着が見られることから、来年度以降の初期研修医確保に向けて、他大学入学の県内出身者が本県で研修してもらうよう働きかけていきたいという話があった。

2. 健康・医療に関する各種計画の見直しについて

健康医療介護に関する各種計画は平成29年度末に現計画が終期を迎え、見直しを行うこととなっている。

- （1）鳥取県保健医療計画については、中川委員より、以下の説明があった。

平成30年度からの本県の第7次計画においては、国が示した計画作成指針にもとづき、計画案を作成し、医療審議会、地域医療対策協議会で協議され、30年1月にはパブリックコメントを実施している。平成30年4月計画実施に向けて準備を行っている。

計画作成のポイントは次のとおり

- 計画期間は平成30年4月～36年3月までの6年間。また、3年ごとに評価等を行い、必要に応じて見直しを行う。

- 5疾病・6事業は現計画から変更なし。ただし、急性心筋梗塞は「心筋梗塞等の心血管疾患」に改められ、慢性心不全等も記載。

- 5疾病・6事業以外の疾病等においては、アレルギー疾患対策、ロコモティブシンドローム、フレイル、誤嚥性肺炎等を追加。

- 国の基準病床数の算定が見直しされ、本県の療養病床及び一般病床数は5,935床で設定され、前計画よりは増えている。精神病床は前計画に比べ少なく、1,583床で設定されている。

- 医療計画と介護保険事業支援計画の整合性の確保。県と市町村関係者による協議の場を設

置ることとなっている。

地域医療構想における2025年（平成37年）の介護施設、在宅医療等の追加的必要量（30万人程度）を踏まえ、都道府県、市町村が協議し整合的な整備目標・見込み量を立てる上での推計の考え方等を本年夏までに示す。

○第7期鳥取県介護保険事業支援計画については、長岡委員より、以下の説明があった。

第7次計画は平成30年4月～平成33年3月までの3年間の計画である。

介護保険法に基づき介護サービス見込み量や介護保険の円滑な実施を支援するために必要な事項を定める「介護保険事業支援計画」と老人福祉法に基づき老人福祉事業の実施に必要な事項などを定める「老人福祉計画」を一体的に策定するもので、取組や施策等を実施する際の方針等について「鳥取県高齢者の

元気と福祉のプラン」として策定。

とっとり型地域包括ケアネットワークの深化～すべての高齢者が希望を持って生涯輝き続けられる地域をつくる～を基本目標に4回の委員会で計画案が作成され、30年1月にはパブリックコメントを実施。平成30年4月計画実施に向けて準備を行っている。

計画の主な内容は、以下のとおりである。

- ・住民参加によるいつまでも暮らし続けられる地域づくりとして、災害に強い地域づくり。
- ・認知症施策の推進として、認知症の本人の意思の尊重、全ての人が認知症を正しく学ぶ。

有識者、介護家族や若年性認知症の本人などで構成する「認知症施策個別検討会」の意見を反映することとしている。

鳥取医学雑誌への投稿論文を募集致します

「鳥取医学雑誌」は、鳥取県医師会が発行する「学術雑誌」で年4回発行しています。締切日は設けておりません。「受理」となった論文は、発行月に最も近い医学雑誌へ掲載いたします。投稿にあたっては、鳥取医学雑誌に掲載している「投稿規程」をご覧ください。「興味ある症例」（質疑応答形式；2頁）欄への投稿も併せて募集致します。

優秀な論文には、「鳥取医学賞」が贈られます。

「鳥取医学雑誌 新人優秀論文賞」

この賞の対象は、筆頭著者が卒後5年までの医師で、原則として鳥取県医師会員です。平成25年発行の第41巻から適用しております。

会員各位の日常診療の参考となる論文のご投稿をお待ちしております。

「投稿規程」類のご請求、およびご不明な点は鳥取県医師会・鳥取医学雑誌編集委員会へお問い合わせ下さい。

〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会内・鳥取医学雑誌編集委員会

TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578

E-mail igakkai@tottori.med.or.jp